

## 告 示

### 埼玉県選管告示第三十八号

平成二十七年八月九日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は次のとおりである。

平成二十七年五月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 登録基準日 平成二十七年七月二十二日

二 登録日 平成二十七年七月二十二日  
（ただし、年齢については平成二十七年八月九日）

三 縦覧期間 平成二十七年七月二十三日